

## 申 立 書

地方税法第 10 条及び民法第 441 条本文の規定により、  
連帯納税義務者の一人に対して行われた固定資産税の減免  
は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じない  
とされておりますが、民法第 441 条ただし書の規定により、  
令和 年度固定資産税の減免の効力を適用されたいので申  
し立てます。

減免を受けた連帯納税義務者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

申立人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下妻市長 殿